

医政発 0125 第 7 号
令和 5 年 1 月 25 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「診療情報の提供等に関する指針」の一部改正について

今般、「診療情報の提供等に関する指針」(平成 15 年 9 月 12 日付け医政発第 0912001 号「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の別添)の一部を別紙のとおり改正することとした。貴職においては、改正の内容について御了知の上、貴管内の医療機関等に対して周知方お願いする。

(別紙)

○「診療情報の提供等に関する指針の策定について」の一部改正に係る新旧対照表

新	旧
(別添) 1～6 (略) 7 診療記録の開示 (1)・(2) (略) (3) 診療記録の開示に関する手続 ○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。 ① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けることなどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ねることは不適切である。 <u>開示に関する手続について、オンラインによる申立てを行うことが可能な医療機関においては、本人確認の手続を整備し、ホームページ等に公表した上で、オンラインによる申立てが可能である。</u> ② (略) ③ 医療機関の管理者は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知する。医療機関の管理者は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を	(別添) 1～6 (略) 7 診療記録の開示 (1)・(2) (略) (3) 診療記録の開示に関する手続 ○ 医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。 ① 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、開示等の求めに係る申立て書面に理由欄を設けることなどにより申立ての理由の記載を要求すること、申立ての理由を尋ねることは不適切である。 ② (略) ③ 医療機関の管理者は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知する。医療機関の管理者は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を

指定することができる。

また、開示まで一定期間を要する場合には申立人に対して一定の応答を行うことが望ましい。

なお、診療記録についての開示の可否については、医療機関内に設置する検討委員会等において検討した上で決定することが望ましい。

指定することができる。

なお、診療記録についての開示の可否については、医療機関内に設置する検討委員会等において検討した上で決定することが望ましい。